

令和2年12月10日

渡辺(ひ)委員

私から大きく2点質問します。初めに、中学校夜間学級の設置についてです。

本会議で以前から長くこの質問をさせていただいて、今期の議会では教育長から、令和4年4月に県内3か所目の夜間中学を相模原市に設置検討しており、さらには、県立神奈川総合産業高校の施設の一部を相模原市立の夜間中学として活用を検討するという答弁をいただきましたので、それに関連して、何点か質問します。

まず、改めて、いわゆる夜間中学の意義について、県教育委員会の考え方を確認します。

子ども教育支援課長

中学校夜間学級、いわゆる夜間中学は、義務教育相当の教育を十分に受けることができなかつた方が社会的な自立に向けて学び、成長していく場です。本県においては、中学校において不登校のためにほとんど授業を受けられないまま卒業した方や外国籍の方が多くいて、こうした方々が共に学んでいく中で、共生社会の実現にもつながる重要な学びの場の一つとして捉えています。

渡辺(ひ)委員

次に、令和4年4月に3校目を設置するということですが、この夜間中学について、全国並びに本県における夜間中学の設置状況を確認します。

子ども教育支援課長

平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定によって、全ての地方自治体に夜間中学の設置の措置等が義務づけられました。この法が制定された平成28年の時点では、全国の8都府県に31校の夜間中学が設置されていました。その後、令和元年度に埼玉県川口市と千葉県松戸市に、令和2年度には茨城県常総市に新設されたことによって、現在、10都府県に34校となっています。

また、県内の夜間中学は、横浜市立蒔田中学校、川崎市立西中原中学校の2校に設置されています。

渡辺(ひ)委員

着々と全国各市、都道府県でも設置が進んでいるという状況だと思いますが、最初に答弁をいただいたこの夜間中学の意義について、義務教育を受けられなかつた方々が授業を受け直し、さらには、いじめで学校にきちんと行けなかつた方、また、特に今後は神奈川県の場合、需要が増えるであろう外国籍の方など、こういう方々に向けて、夜間中学の設置の拡充は評価したいと思ひますし、それで済まない状況も今後出てくるのかと思ひています。

そのような中で、相模原市立の夜間中学校について、本会議で広域的な仕組みの中で、市域外からも生徒を受け入れるという答弁がありました。さらには、県立高校の施設を活用して設置を検討するということもありましたが、こういった例は他にあるのか、併せて、この県立神奈川総合産業高校の活用を検討する理由、その効果をお伺ひします。

子ども教育支援課長

まず、全国には、広域的な仕組みを持って、近隣の市町村から入学を受け入れる夜間中学があります。しかしながら、市立の夜間中学の設置場所として県立学校施設を活用している例はなく、全国で初めてのケースとなります。

今回、県立神奈川総合産業高校の活用を検討する理由について、他の市町村からも生徒を受け入れる仕組みとすることから、広域から通いやすい場所に設置することが必要です。そのため、小田急線の沿線にある相模大野駅の周辺地区を設置場所として考えました。しかしながら、同地区にある相模原地域の学校施設には、現時点で夜間中学として活用できる施設がありません。こうした中、相模大野駅から徒歩圏内に立地している県立神奈川総合産業高等学校は、夜間中学とほぼ同じ時間帯で教育活動を行う定時制課程を有しています。同校の施設の一部を夜間中学として活用し、定時制課程に通う生徒との交流等が図られることで、夜間中学に通う生徒のみならず、定時制課程に在籍する生徒にとっても教育効果の向上が期待されます。こうしたことから、県教育委員会では、相模原市教育委員会と協議の上、県立神奈川総合産業高等学校の施設を当分の間、相模原市立の夜間中学として活用できるよう、検討することとしました。

渡辺(ひ)委員

相模大野エリアには活用できる市立の施設がないという表現をされましたけれども、もう少し細かいこと言うと、そのエリアにも相模原市の中学校はあると思うのです。市立中学校があるけれども、その施設が活用できないという意味だと思うのですが、その辺りの意味合いを少し補足願えますか。

子ども教育支援課長

相模大野地区では、生徒の減少が当分の間見込めないという状況があるため、夜間中学にふさわしい施設がないということです。

渡辺(ひ)委員

私も以前相模原市南区にいたので、その辺りのエリアはよく知っていますが、幾つか学校があり、例えば、伊勢丹を建て替えたマンション群などがあって、人口減よりも人口増の可能性があるようなエリアなので、既存の学校、公立は使いにくいということは理解しました。

次に、県内における夜間中学に対するニーズについてはどのように捉えているのか、確認も含めて答弁願います。

子ども教育支援課長

本県の中学校において、不登校のため、ほとんど授業を受けられないまま卒業した方や外国籍の方が多くおり、夜間中学に対する一定のニーズがあると考えています。平成29年度に県教育委員会が実施した夜間中学に関するアンケート調査の結果では、県内160名からの通学希望の回答のうち、118名が相模原市及び県央地区に在住の方でした。また、令和元年度に実施した夜間中学体験会には、121名が来場され、そのうち16名の方が実際に体験授業に参加されました。なお、既に設置されている横浜市、川崎市の夜間中学には、20名から30名程度の方が学んでいます。

#### 渡辺(ひ)委員

アンケート調査等を行って、確認調査を行ったということですが、今の答弁の中で、確認をしておかなくてはいけないのが、160名程度の方々がアンケートで通学を希望されたということです。その中で、相模原市、県央地域の方が118名ぐらいいるということですが、この夜間中学3校目は160名の方向けではなく、118名の相模原市、県央エリア限定の中学になるのか、もしくは広域な仕組みの中で、さらに広い範囲で受入れも考えていくのか、これが重要な点になるかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

#### 支援部長

令和4年4月の開設を目指している中学校夜間学級の受入対象範囲については、現在、中学校夜間学級設置準備協議会といった組織等で検討しているところです。基本的に、平成28年の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定を受けて、全ての地方自治体には、不登校等による義務教育を十分に受けることができなかつた方で学び直しを希望される方に、その機会を保証していくことが求められており、夜間中学はそのための学びの場の一つと考えています。

現在、協議会で検討、準備を進めていますが、現在のところ、相模原市を含めた8市町が参加しているところで、この協議会については、全ての市町村教育委員会にお知らせして、参加の意向があれば協議会に加わることができるようにしています。

また、全ての教育委員会に対しては、先ほど答弁した法の趣旨を踏まえ、それぞれの市町村で学び直しの希望があった場合には、例えば、市町村の中学校や教育支援センター等で個別の学習支援を行うなど、夜間中学以外での対応も必要になる旨をお伝えしているところです。受入市町村の範囲については、引き続き検討、調整を進めていきます。

#### 渡辺(ひ)委員

中学校夜間学級設置準備協議会を設置して検討するというような話ですが、この協議会の持ち方も重要になってくると思うのです。広範な形で受け入れるということになれば、市町村の数も増やしていかなくてはいけないということもあるし、もう少し言うと、既に夜間中学を開設して、ノウハウも持っている団体などもありますから、そういう方々にも協議会に入ってもらって、アドバイスや、情報提供をしていただくことも重要だと思います。その辺りもしっかり進めていただきたいと思います。

最後に、夜間学級設置に向けた検討内容の進め方、今の協議会のことも含めて伺います。

#### 子ども教育支援課長

今後、今申し上げた中学校夜間学級設置準備協議会において、相模原市教育委員会及び関係の市町村教育委員会とともに、令和4年4月の開設を目指して、準備や運営方法などの検討、調整を進めていきます。具体的には、教員の配置、入学に係る手続、運営上の役割分担などについて、関係市町村教育委員会との間で協定書等の締結に向けた取組を検討、調整していきます。

渡辺(ひ)委員

今の協議内容に関連してくるので確認ですが、先ほど答弁がありました中学校夜間学級設置準備協議会に入っている8市町には横浜市、川崎市は入っているのですか。

支援部長

横浜市、川崎市には現在も夜間中学校があります。中学校夜間学級設置準備協議会には、両市ともオブザーバーという形で参加したいとの意向を踏まえて、そのような形で協議しています。

渡辺(ひ)委員

オブザーバーというよりも、正式に入っていて、検討を一緒にしていただきたいと私は思います。なぜかという、先ほど、できる限り広い範囲の方々が通えるような学校にしてほしいという意見も言わせていただきました。であれば、既存の横浜市、川崎市の中学校夜間学級についても、今は横浜市、川崎市在住者限定ということでは、当然、横浜市立、川崎市立なので、県の補助などは一切入っていないため、市内在住者に限っているという課題があります。そうすると、今回、相模原市立の夜間中学を検討していくに当たっては、相模原市立ですが、県の施設を使って、広域から人は来るということになると、他の市町村も支援、補助、また、県の支援など様々なことが検討されると思うのです。そうなってくると、そういう広域な夜間中学の運営の在り方が見えてきて、今まで横浜市、川崎市在住限定だった夜間中学ももう少し広域に引き上げてくるという可能性も出てくるという意味からすると、横浜市、川崎市に協議会にしっかり入っていて、情報共有しながら、意見をお互いにすり合わせていくということが、相模原市の夜間中学開設にも重要ですが、その後の展開にも重要になってくると思います。ぜひその辺りの検討をお願いしたいと思います。

あわせて、広域から相模原市に来ていただくには、課題が細かく幾つかあります。東京都の事例など色々踏まえると、夜間中学に通う方々には経済的な様々な困窮などの背景もありますから、就学費を補助しているところもあります。さらには、給食を準備している、また、教科書についても無償であるなど、様々な経済的な負担軽減をして、通いやすい環境をつくることも大きな課題だと思います。これについても、今後、しっかり協議していただきたいということを最後に要望させていただきます。

次に、学校における新型コロナウイルス感染症対策としての相談体制等について確認したいと思います。

文教常任委員会の委員には、毎日メール、ファクシミリが来て、この学校で新型コロナウイルス感染者が出たという状況が続いています。様々な対応をしていただいていることは分かっていますが、今回の委員会の報告資料の中にありましたけれども、多くの学校で生徒、教員が罹患しているという状況について、かなりの心配事が起きている。さらには、令和2年11月17日に行われた県総合教育会議の中でも、相談体制の充実、心のケアが議題になったと新聞報道にもありましたので、その相談体制等について、何点か確認します。

まず、一般論として、このコロナ禍の中で、学校には子供たちの相談にどの

ように対応しているのか確認します。

学校支援課長

コロナ禍における子供たちの相談体制については、何よりも身近にいる教員に相談しやすい雰囲気をつくるということが大事だと考えています。そうしたことから、学校では、日常的に子供たちを注意深く見守りながら、一人で不安や悩みを抱え込まないように、気になる子供がいれば、教員のほうから声をかけることなどを行っています。そうしたことで把握した状況については、学年主任や教育相談コーディネーターという位置づけの教員、また、養護教諭など、ほかの教員と共有して対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどへの相談につないでいます。

渡辺(ひ)委員

今、答弁を聞いていると、いろいろなことを答弁されたので、全般的、総合的にはうまくいっているのではないかと感じますけれども、それでもさりとて心配があるのでしょうか、そのような中で特に心配なのは、県総合教育会議で出た、全般的にこのコロナ禍という背景の中での生徒に対する相談というキーワードがあったと思うのです。それで、そちらについて特にありがちな、新型コロナウイルス感染症に罹患した子供たちが県立高校でも出ています。昨日も藤沢市内の県立高校で出ました。県教育委員会から、県立高校で感染者が出たという、漠としたファックスしか来ませんでした。その日の夜から昨日の夜にかけて、既に地元では何とか高校で出たという話が行き渡っていました。そういう中で心配するのは、罹患した方、濃厚接触者がいる場合に、差別、中傷につながるまいかという影響が不安になりますが、これについてはどのような対応をされているのか、確認します。

学校支援課長

新型コロナウイルス感染症に関する差別、中傷といったことはあってはならないことだと思っています。県教育委員会では、本年5月に学校に示した、県立学校の教育活動の再開等に関するガイドラインで、新型コロナウイルス感染症に関するいじめ、偏見、差別等の防止について注意喚起しています。その中では、SNSによる誤った情報の拡散や誹謗中傷などがないように、情報モラルについて指導すること、そして、偏見、差別等の兆候に教職員が気づいた場合は、一人で抱え込まないで組織的に対応することといったことを示しています。

また、新型コロナウイルス感染症に生徒が罹患した学校については、県教育委員会から、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別が生じないように十分配慮するよう指示しています。実際、学校では、生徒や保護者宛てのお知らせの中で、人権尊重や個人情報保護の観点から、SNS等への書き込みをしないことなどについて注意を促しています。

渡辺(ひ)委員

県立学校の教育活動の再開等に関するガイドラインに基づいて様々に対応しているということですが、その結果、ガイドラインは令和2年5月に出て、今までも罹患した生徒等がありますが、これまでに罹患した生徒などに対する差別、

非難、中傷というものは何か把握されていますか。

学校支援課長

県立学校については、これまでのところ、生徒同士などでそうした差別や中傷があったという報告については受けていません。

渡辺(ひ)委員

もう少し細かく聞かせてもらおうと、各県立学校は学期ごとにアンケート調査を行っていると思いますが、例えば、このコロナ禍のタイミングなどをにらんで実施して、今言った、いじめ、中傷がないという結果につながっているのかなど、このアンケート調査の実施状況が分かれば教えてください。

学校支援課長

先ほど答弁しましたが、教員が声かけなどをして、生徒の状況を把握していくということです。ただ、それでも生徒が相談しにくいということがあると思います。そうしたことを踏まえて、県立学校では学期に1回程度、学校生活の全般に関するアンケートを行うことを我々からお願いしています。そうしたアンケートで生徒の悩みなどを把握した場合には、担任が生徒と面談するなどして、生徒の気持ちや思いなどを聞き取って、対応していきます。その際に、先ほども申し上げたように、ほかの教員と共有すること、また、内容によって、必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングなどを行っています。

渡辺(ひ)委員

私はこのアンケートは一定の効果があると思うのです。教員が生徒の変わった雰囲気などをしっかり押さえて、特に罹患者という話になれば、罹患者ということは分かっているわけですから、本来であれば、個別面談などでフォローしていくということも大事なわけけれども、子供のほうから、例えば、いじめられているということを出しにくいということだって当然あると思うので、アンケートをすれば、その当該人ではなくて、第三者の方々が、誰々がいじめられている、このようなことが行われていたなどという情報も把握できます。そういうことから、このアンケートを定期的にしかり実施していく体制を再度徹底していただきたいし、できれば先ほど言った、個人的な面談などでしっかりフォローする体制として対応していただきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症に罹患した生徒または濃厚接触者の生徒が発生した場合、学校は一般的にどの程度休むのか、また、休んだ生徒たちに対してはどのような学習フォローをしているのか確認します。

高校教育課長

県立高校の生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、学校保健安全法第19条により、治癒するまでの期間が出席停止ということになっています。また、濃厚接触者となった生徒については、保健所の指示に基づき、指定された期間の出席停止の扱いとなり、その期間は、濃厚接触した日からおおむね2週間程度というケースが多いと承知しています。

それぞれ状況によって違いますが、生徒の学習保障については、その状況を踏まえて、個別に対応しているという状況です。無症状のため自宅で待機しているなど、学習を継続できる状況にあることが確認できれば、例えば、臨時休業中にも使ったG Suite for Education、クラウドサービス

を活用した課題の送付、提出などをもって学習保障を行っており、そういった状況がかなわない場合については、登校した後でフォローするという形を取っているところです。

渡辺(ひ)委員

いずれにしても、今日の委員会の報告でもありました、いじめ等が増えているという令和元年度調査結果、さらには令和2年度のコロナ禍も加えると、さらに増えてくるのではないかと危惧するところです。そうしたことからすれば、今、私が質問したような対応をしっかりと学校で行っていただき、学習指導も進め、しっかりフォローしていただいて、こういう方が出ないようにお願いしたいと思います。また、不登校などにつながらないような体制をしっかりと組んでいただきたいと要望させていただいて、私の質問は終わります。